

7 所得控除の種類

所得控除とは、所得割(税額)を算出するために所得金額から差し引く控除です。

(1) 所得控除の種類一覧

【物的控除】

種類と内容	住民税	所得税															
社会保険料控除 健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金などの保険料が対象	支払った保険料の全額 【注】公的年金等から差し引かれている(年金から特別徴収されている)国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、差し引かれた本人以外の控除の対象とはなりません。																
小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済、心身障害者扶養共済などの掛金が対象	支払った掛金の全額																
地震保険料控除 地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ計算 旧長期損害保険料: 契約した日が平成 18 年 12 月 31 日以前、かつ保険期間または共済期間が 10 年以上・満期返戻金あり	① 地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50,000円</td> <td>支払った保険料× 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～50,000円	支払った保険料× 1/2	50,001円～	25,000円	① 地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50,000円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～50,000円	支払った保険料 全額	50,001円～	50,000円			
	支払保険料	控除額															
	～50,000円	支払った保険料× 1/2															
	50,001円～	25,000円															
支払保険料	控除額																
～50,000円	支払った保険料 全額																
50,001円～	50,000円																
② 旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5,000円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～15,000円</td> <td>支払った保険料× 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～5,000円	支払った保険料 全額	5,001円 ～15,000円	支払った保険料× 1/2 + 2,500円	15,001円～	10,000円	② 旧長期損害保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～10,000円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>10,001円 ～20,000円</td> <td>支払った保険料× 1/2 + 5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,001円～</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～10,000円	支払った保険料 全額	10,001円 ～20,000円	支払った保険料× 1/2 + 5,000円	20,001円～	15,000円
支払保険料	控除額																
～5,000円	支払った保険料 全額																
5,001円 ～15,000円	支払った保険料× 1/2 + 2,500円																
15,001円～	10,000円																
支払保険料	控除額																
～10,000円	支払った保険料 全額																
10,001円 ～20,000円	支払った保険料× 1/2 + 5,000円																
20,001円～	15,000円																
①+②の上限 25,000円		①+②の上限 50,000円															
①+②の上限 25,000円																	
雑損控除 災害・盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② 災害関連支出の金額－50,000円																
医療費控除 本人または本人と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合(右のいずれかを選択) ※セルフメディケーション税制については、18 ページを参照してください。	医療費控除 (支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等の 5% または 100,000 円のいずれか少ない金額) ※上限 2,000,000 円 医療費控除の特例 …セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品の購入費－12,000 円 ※上限 88,000 円																

種類と内容	住民税	所得税																				
<p>生命保険料控除 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料をそれぞれ計算</p> <p>新契約: 契約した日が平成 24 年 1 月 1 日以降 旧契約: 契約した日が平成 23 年 12 月 31 日以前</p>	<p>① 新契約 A、B、C それぞれ計算します</p> <p>A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 C 介護医療保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000 円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円 ～32,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円 ～56,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円～</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～12,000 円	支払った保険料 全額	12,001 円 ～32,000 円	支払った保険料× 1/2+6,000 円	32,001 円 ～56,000 円	支払った保険料× 1/4+14,000 円	56,001 円～	28,000 円	<p>① 新契約 A、B、C それぞれ計算します</p> <p>A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 C 介護医療保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～20,000 円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>20,001 円 ～40,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/2+10,000 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円 ～80,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/4+20,000 円</td> </tr> <tr> <td>80,001 円～</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～20,000 円	支払った保険料 全額	20,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2+10,000 円	40,001 円 ～80,000 円	支払った保険料× 1/4+20,000 円	80,001 円～	40,000 円
	支払保険料	控除額																				
	～12,000 円	支払った保険料 全額																				
	12,001 円 ～32,000 円	支払った保険料× 1/2+6,000 円																				
	32,001 円 ～56,000 円	支払った保険料× 1/4+14,000 円																				
	56,001 円～	28,000 円																				
	支払保険料	控除額																				
	～20,000 円	支払った保険料 全額																				
	20,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2+10,000 円																				
	40,001 円 ～80,000 円	支払った保険料× 1/4+20,000 円																				
80,001 円～	40,000 円																					
<p>② 旧契約 A、B それぞれ計算します</p> <p>A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15,000 円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円 ～40,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円 ～70,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円～</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～15,000 円	支払った保険料 全額	15,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2+7,500 円	40,001 円 ～70,000 円	支払った保険料× 1/4+17,500 円	70,001 円～	35,000 円	<p>② 旧契約 A、B それぞれ計算します</p> <p>A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～25,000 円</td> <td>支払った保険料 全額</td> </tr> <tr> <td>25,001 円 ～50,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/2+12,500 円</td> </tr> <tr> <td>50,001 円 ～100,000 円</td> <td>支払った保険料× 1/4+25,000 円</td> </tr> <tr> <td>100,001 円～</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	～25,000 円	支払った保険料 全額	25,001 円 ～50,000 円	支払った保険料× 1/2+12,500 円	50,001 円 ～100,000 円	支払った保険料× 1/4+25,000 円	100,001 円～	50,000 円	
支払保険料	控除額																					
～15,000 円	支払った保険料 全額																					
15,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2+7,500 円																					
40,001 円 ～70,000 円	支払った保険料× 1/4+17,500 円																					
70,001 円～	35,000 円																					
支払保険料	控除額																					
～25,000 円	支払った保険料 全額																					
25,001 円 ～50,000 円	支払った保険料× 1/2+12,500 円																					
50,001 円 ～100,000 円	支払った保険料× 1/4+25,000 円																					
100,001 円～	50,000 円																					
<p>③ 新契約と旧契約の合計 A、B それぞれ計算します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約と旧契約 の両方を適用</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>新契約のみ適用</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ適用</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A+B+C の上限額 70,000 円</p>	契約区分	上限額	新契約と旧契約 の両方を適用	28,000 円	新契約のみ適用	28,000 円	旧契約のみ適用	35,000 円	<p>③ 新契約と旧契約の合計 A、B それぞれ計算します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新契約と旧契約 の両方を適用</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>新契約のみ適用</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ適用</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A+B+C の上限額 120,000 円</p>	契約区分	上限額	新契約と旧契約 の両方を適用	40,000 円	新契約のみ適用	40,000 円	旧契約のみ適用	50,000 円					
契約区分	上限額																					
新契約と旧契約 の両方を適用	28,000 円																					
新契約のみ適用	28,000 円																					
旧契約のみ適用	35,000 円																					
契約区分	上限額																					
新契約と旧契約 の両方を適用	40,000 円																					
新契約のみ適用	40,000 円																					
旧契約のみ適用	50,000 円																					

種類と内容	住民税	所得税	
配偶者控除 本人の合計所得金額が 10,000,000 円以下で、配偶者の合計所得金額が 480,000 円以下	19 ページを参照してください。		
配偶者特別控除 本人の合計所得金額が 10,000,000 円以下で、配偶者の合計所得金額が 480,001 円～1,330,000 円			
扶養控除 本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が 480,000 円以下の場合 年齢については、前年の 12 月 31 日現在によります。			
① 一般扶養(②～⑤以外の方)	330,000 円	380,000 円	
② 特定扶養(19 歳以上 23 歳未満)	450,000 円	630,000 円	
③ 老人扶養(70 歳以上)	380,000 円	480,000 円	
④ 同居老親等扶養(③の方で同居の場合)	450,000 円	580,000 円	
⑤ 年少扶養(16 歳未満)	0 円	0 円	
基礎控除	合計所得金額	住民税	所得税
	～24,000,000 円	430,000 円	480,000 円
	24,000,001 円～ 24,500,000 円	290,000 円	320,000 円
	24,500,001 円～ 25,000,000 円	150,000 円	160,000 円
	25,000,001 円～	0 円	0 円

《参考》セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組※1を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品※2の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(上限88,000円)について、その年分の所得控除として申告できる制度(平成30年度～令和9年度に適用)です。

【※1】予防接種、定期健康診断、がん検診、人間ドックなど。

【※2】特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品から、市販薬などドラッグストアで購入できる「OTC医薬品」に転用された医薬品をいいます。

【注】医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

(2) 配偶者控除と配偶者特別控除表

上段は住民税、下段《 》内は所得税における控除額です。

			納税義務者の合計所得金額		
	配偶者の 合計所得金額	《参考》 給与収入に 換算した金額	～9,000,000 円	9,000,001 円 ～9,500,000 円	9,500,001 円 ～10,000,000 円
配偶者控除	～480,000 円	～1,030,000 円	330,000 円 《380,000 円》	220,000 円 《260,000 円》	110,000 円 《130,000 円》
	～480,000 円 (70歳以上の配偶者)		380,000 円 《480,000 円》	260,000 円 《320,000 円》	130,000 円 《160,000 円》
配偶者特別控除	480,001 円 ～950,000 円	1,030,001 円 ～1,500,000 円	330,000 円 《380,000 円》	220,000 円 《260,000 円》	110,000 円 《130,000 円》
	950,001 円 ～1,000,000 円	1,500,001 円 ～1,550,000 円	330,000 円 《360,000 円》	220,000 円 《240,000 円》	110,000 円 《120,000 円》
	1,000,001 円 ～1,050,000 円	1,550,001 円 ～1,600,000 円	310,000 円 《310,000 円》	210,000 円 《210,000 円》	110,000 円 《110,000 円》
	1,050,001 円 ～1,100,000 円	1,600,001 円 ～1,667,999 円	260,000 円 《260,000 円》	180,000 円 《180,000 円》	90,000 円 《90,000 円》
	1,100,001 円 ～1,150,000 円	1,668,000 円 ～1,751,999 円	210,000 円 《210,000 円》	140,000 円 《140,000 円》	70,000 円 《70,000 円》
	1,150,001 円 ～1,200,000 円	1,752,000 円 ～1,831,999 円	160,000 円 《160,000 円》	110,000 円 《110,000 円》	60,000 円 《60,000 円》
	1,200,001 円 ～1,250,000 円	1,832,000 円 ～1,903,999 円	110,000 円 《110,000 円》	80,000 円 《80,000 円》	40,000 円 《40,000 円》
	1,250,001 円 ～1,300,000 円	1,904,000 円 ～1,971,999 円	60,000 円 《60,000 円》	40,000 円 《40,000 円》	20,000 円 《20,000 円》
	1,300,001 円 ～1,330,000 円	1,972,000 円 ～2,015,999 円	30,000 円 《30,000 円》	20,000 円 《20,000 円》	10,000 円 《10,000 円》

【注】納税義務者の合計所得金額が10,000,000円を超える場合は、控除額はありません。

(3) パート・アルバイトの収入

パート・アルバイトの収入(給与収入)がある場合は、965,000円を超えると、均等割と森林環境税(国税)が課税され、1,000,000円を超えると所得に応じて所得割も課税されます。

また、収入が一定額を超えると所得税が課税され、「配偶者控除(扶養控除)・配偶者特別控除」が受けられなくなることがあります。

パート・アルバイト収入(給与収入)の税金

給与等の収入《所得》金額	ご自身の税負担			配偶者控除と 配偶者特別控除	
	住民税		所得税	配偶者 控除	配偶者 特別控除
	均等割・ 森林環境税 (国税)	所得割			
《所得 965,000円以下 415,000円以下》	非課税	非課税	非課税	受けら れる	受けら れない
《所得 965,001円～1,000,000円 415,001円～450,000円》	(年額) 5,000円	所得に 応じて 課税			
《所得 1,000,001円～1,030,000円 450,001円～480,000円》			所得に 応じて 課税	受けら れない	受けら れない
《所得 1,030,001円～2,015,999円 480,001円～1,330,000円》					
《所得 2,016,000円～ 1,330,001円～》					

【注】外交員・集金人などの所得は事業所得となり、収入金額から必要経費を差引いた残額の所得で判断します。

《参考》税法上の扶養と社会保険法上の扶養の違い

給与等の収入金額が1,030,000円(合計所得金額で480,000円)を超えると、税法上の扶養(配偶者)控除を受けることができませんが、2,016,000円(合計所得で1,330,000円)未満であれば、所得金額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。

ただし、給与等の収入金額が1,300,000円(各健康保険組合等により基準が異なります)を超えると、夫(または妻)の社会保険上の扶養から除外され、国民健康保険税や国民年金保険料などを納付する必要があります。

【注】パート・アルバイトの方であっても、複数の条件(1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上である、1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上である等)にすべて該当する方は、厚生年金・健康保険の加入対象になる場合があります。